

令和2年第5回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年5月21日(木)
開会 14時40分 閉会 15時38分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 市民多目的ホール
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 米倉 ゆかり 委 員 岩佐 礼子
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
- 4 事務局
教育部長 渡邊 和彦
次長兼教育総務課長(以下、「教総課長」という。)坪矢 一義
学校教育課長 石井 睦基
社会教育課長 淡居 宗則
体育保健課長 佐藤 好昭
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 4件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 1名

開会・点呼

教育長 開会に先立ちまして、私からご挨拶を申し上げます。
(教育長就任挨拶)

教育長 続きまして本日、5月21日付けで佐伯市教育委員会教育委員に就任されました小寺香里委員から一言ご挨拶いただきたいと思います。
(教育委員就任挨拶)

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和2年第5回佐伯市教育委員会を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の第4回佐伯市教育委員会の会議録の承認を平井委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・小中学校の分散登校について
- ・今後のコロナウィルス感染症対策に係る対応について

教育長職務代理者の指名

教育長 教育長職務代理者について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」とされており、今回、桑門委員の退任に伴い、新たに職務代理者を指名する必要があります。その教育長職務代理者に米倉委員を指名します。

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は 15 時 50 分を予定しています。よろしくをお願いします。

議 事

教育長 はじめに、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により公開となります。

【議 案】

議案第 23 号 令和 2 年第 4 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・令和 2 年度一般会計補正予算（第 3 号）
- ・佐伯市営駐車場条例等の一部改正について

教育長 それでは、議案第 23 号「令和 2 年第 4 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について」提案しますので、坪次次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 資料 1 ページをご覧ください。議案第 23 号令和 2 年第 4 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見をもとめるものであります。それでは、別紙の 1 の補正予算の内容を説明します。令和 2 年度一般会計補正予算（第 3 号）の 15 ページをご覧ください。下段の「学校を核としたふるさと創生事業」です。事業の内容は、総合的な学習の時間を利用した、学校の創意工夫による地域の特性を活かした授業を行うための事業であります。今回の補正は、授業に係る費用の支出は補助金ではなく、市の歳出予算に計上し、支出すべきも

のであるため、事業の支出項目を補助金から需用費等の支出項目に振り替えたものであります。

次にその下の「小・中学校学習用端末導入事業」及び 17 ページの「小学校情報ネットワーク環境整備事業」、「中学校情報ネットワーク環境整備事業」につきましては、現在、事業内容を協議中のため予算額が確定しておりませんので、確定次第ご案内させていただきます。

続いて 19 ページの中段をご覧ください。「幼稚園エアコン整備事業費」です。事業内容は、木立幼稚園の保育室と遊戯室にエアコンを設置するものであります。今回の補正は、令和 2 年度当初予算に計上していた本事業に、令和元年度の国の補正予算が付いたため、令和元年度 3 月 31 日の専決補正に計上し、重複することとなる令和 2 年度当初予算を今回減額するものであります。

最後にその下の「図書館一般管理費」です。今回の補正は、図書館のネーミングライツ権利により得た収入を財源に図書を購入をおこなうものであります。

続いて、議案資料の 2 ページの「佐伯市営駐車場条例等の一部改正について」説明します。資料の 7 ページをご覧ください。第 49 条の「佐伯市公民館条例の一部改正」から資料 8 ページの第 56 条、「佐伯市南浜テニスコート条例」までが教育委員会所管分の改正となります。改正内容につきましては、すべて同じで、今後の公共施設の統廃合等を見据え、指定管理者の管理指定期間を「5 年間」から「5 年以内」に改めるものであります。以上で議案第 23 号の説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。まずは、令和 2 年度一般会計補正予算につきまして、質問、ご意見のある方はお願いします。

平井委員 小・中学校のネットワーク環境が決まっていないというのはどのような形になるのですか。

教総課長 基本的には小・中学生に一人一台の端末を導入し授業を行う予定で、端末の購入方法は決まっていますが、インターネットを利用するネットワークの仕様については協議中であります。

教育長 現在、市長とネットワークの仕様について協議中であります。

平井委員 コロナウィルス感染症対策で大学は在宅でのオンライン授業となっておりますが、今回の事業ではそこまでの対応にならないのですか。

教育長 現状、そのような形を目指しております。学校の授業で、一人一台端末を使ったときにどのような形になるのかと、今回のような臨時休業時にオンライン授業や宿題等のやり取りが在宅で可能になることを目指しております。

岩佐委員 家庭でのネットワーク環境が充実しないと難しいですね。

教育長 現在、市長と協議を行っているのがその部分で、WiFi環境がないご家庭に対し、どのように対応するのかを調整中であります。

教育長 その他、質問、ご意見はありませんか。

教育長 なければ、佐伯市営駐車場条例等の一部改正につきまして、質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、議案第23号の承認についてお諮りいたします。議案第23号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第23号については、提案どおり承認します。

議案第24号 佐伯市歴史的環境保存条例施行規則の廃止について及び

議案第25号 佐伯市歴史的環境保存地区の指定等の廃止について

教育長 それでは、第24号議案「佐伯市歴史的環境保存条例施行規則の廃止について」提案しますが、次の第25号議案「佐伯市歴史的環境保存地区の指定等の廃止について」と提案の趣旨が重複しますので一括して坪次次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 資料の17ページをご覧ください。議案第24号「佐伯市歴史的環境保存条例施行規則の廃止について」と資料21ページの議案第25号「佐伯市歴史的環境保存地区の指定等の廃止について」は、市長部局の「佐伯市景観計画の策定」及び「佐伯市景観条例の制定」に伴い、歴史的環境保存地区における自然環境及び歴史的文化遺産の保存が図られることから、「佐伯市歴史的環境保存条例」がその役目を終え、廃止されるため、当該条例施行規則及び指定等に伴う告示を廃止するものであります。ともに施行日は令和2年7月1日となっております。以上で議案第24号及び議案第25号の説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、議案第24号及び議案第25号の承認についてお諮りいたします。議案第24号及び議案第25号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第 24 号及び議案第 25 号については、提案どおり承認します。

教育長 以上で予定した議事を終了します。

報告事項等

- (1) 学校施設長寿命化計画について
- (2) G I G Aスクール構想について
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について
- (4) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項ですが、最後にその他、何かございますか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第 5 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 1 5 時 3 8 分